

番 号 : 180444

国 名 : 全世界 (アメリカ合衆国、英国、ドイツ連邦共和国、フランス共和国)

担当部署 : 産業開発・公共政策部 ガバナンスグループ 法・司法チーム

件 名 : 諸外国の立法プロセス (法的整合性) に関する情報収集・確認調査 (立法プロセス)

1. 担当業務、格付等

- (1) 担当業務 : 立法プロセス
- (2) 格 付 : 2号
- (3) 業務の種類 : 調査団参团

2. 契約予定期間等

- (1) 全体期間 : 2019年1月中旬から2019年3月中旬まで
- (2) 業務M/M : 国内 1.00 M/M、現地 0.93 M/M、合計 1.93 M/M
- (3) 業務日数 :

準備期間	現地業務期間	整理期間
10日	28日	10日

3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

- (1) 簡易プロポーザル提出部数1部
- (2) 見積書提出部数 : 1部
- (3) 提出期限 : 2018年12月19日(12時まで)
- (4) 提出方法 : 専用アドレス (e-propo@jica.go.jp)への電子データの提出又は郵送
(〒102-8012 東京都千代田区二番町 5 番地 25 二番町センタービル)
(いずれも提出期限時刻必着)

提出方法等詳細については JICA ホームページ (ホーム>JICA について>調達情報>公告・公示情報/結果>コンサルタント等契約案件公示 (業務実施契約 (単独型))>業務実施契約 (単独型) 公示にかかる応募手続き)

(<https://www2.jica.go.jp/ja/announce/pdf/procedure.pdf>) をご覧ください。なお、JICA 本部 1 階調達部受付での受領は廃止しておりますので、ご持参いただいても受領致しかねます。ご留意ください。

- (5) 評価結果の通知 : 提出されたプロポーザルは JICA で評価・選考の上、各プロポーザル提出者の契約交渉順位を決定し、2019年1月15日 (火) までに個別に通知します。

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針等
 - ①業務実施の基本方針 16点
 - ②業務実施上のバックアップ体制等 4点
- (2) 業務従事予定者の経験能力等
 - ①類似業務の経験 40点
 - ②対象国又は同類似地域での業務経験 8点
 - ③語学力 16点
 - ④その他学位、資格等 16点

(計100点)

類似業務：	法・司法分野に係る各種調査
対象国／類似地域：	全世界
語学の種類：	英語

5. 条件等

(1) 参加資格のない社等：特になし

(2) 必要予防接種：無し

(3) 資格等（資格等により上位格付を認める場合のみ）

本業務については弁護士の資格を有する場合は経験年数に2年を加算して格付を認定するものとします。ただし、公示の格付を上限とします。

6. 業務の背景

JICAは、20年以上にわたり、法務省、最高裁判所、日本弁護士連合会等の協力の下、開発途上国に対する法整備支援を実施してきた。これまで、民法、民事訴訟法、刑事訴訟法等の基本法の制定又は改正にかかる起草支援の取組が各国で進捗した結果、近年の開発途上国側のニーズは個々の法令の起草支援から、法令間の矛盾・抵触をなくすための支援、制定された法令の適切な運用・執行等にかかる支援へと変化しつつある。

特に、支援を実施する中で明らかになってきたのは、多くの途上国において、起草過程において法令間の矛盾・抵触を回避する（整合性を図る）仕組み・考え方が十分に確保・整備されていないという点である。その結果、制定された法令間の矛盾・齟齬が発生し法令の運用・執行等が円滑に行われない現状が散見され、個人や企業が行政から許認可を得る際や法的紛争を抱えた際にも、どのような法令が適用されるのかが予見できない、手続自体が停滞する等の問題が生じている。

そのため、JICAでは、既にインドネシア共和国「ビジネス環境改善のための知的財産権保護・法的整合性向上プロジェクト」において、カウンターパートの一つである法務人権省法規総局と協力し、法令間の整合性を担保するための関連法令情報の参照状況に関する調査や、法令の整合性を図るのためのガイドラインを含む執務参考資料の改訂・作成、およびこれらの執務参考資料に関するセミナー等を実施している。JICAは、日本の立法過程、特に法令間の矛盾・抵触回避のためのメカニズムに関する知見の提供を通じた支援を実施してきているが、インドネシア共和国における文脈にさらに適切に対応するためには、日本だけでなく、多くの国において歴史的に模範とされているアメリカ合衆国、英国、ドイツ連邦共和国およびフランス共和国のような他の先進国における立法過程も参考としつつ、執務参考資料の作成等にあたる必要性が出ている。

また、ベトナム社会主義共和国「2020年を目標とする法・司法改革支援プロジェクト」においては、カウンターパートの一つである司法省と協力し、法令間の矛盾・抵触の抑制・是正や法令の適切な理解の促進、統一的な運用・適用の実現、および法令の事前審査、事後監査、整備・運用状況の監督を行う人材能力の強化を実施している。同案件においても、JICAは日本の立法過程における同分野の知見の提供を通じた支援を実施しているものの、例えば日本には法令の事後監査の仕組みが無いなど、日越間の立法過程における仕組みの違いがあることが認識されており、ベトナム社会主義共和国のニーズに対して十分に対応するためには、他の先進国における立法過程も参考とした知見を共有する必要がある。

今後、協力対象国の多様なニーズをさらに的確に把握し、より適切に対応していくためには、上記に挙げた他の先進国の立法プロセス（特に、法令間の矛盾・抵触を回避するメカニズム）の情報収集・分析を行うことで、実際の活動において協力対象国に対して知見を提供する際に、提供可能な先進国の事例の選択肢を増やすこと求められている。また、これにかかる途上国支援の実績について情報収集・分析を行い、これらに基づき、JICAの既存の協力プロジェクトの支援の幅を拡げるための方策を考察することが求められている。

7. 業務の内容

本業務の従事者は、インドネシア共和国及びベトナム社会主義共和国における上記協力案件における案件実施上の課題の解決に資するために、アメリカ合衆国、英国、ドイツ連邦共和国およびフランス共和国（以下「調査対象国」とする。）の立法過程及びこれらの国における法令間の矛盾・抵触を回避する仕組み、およびこれにかかる途上国支援の実績について情報を収集をし、また、JICAの当該分野における支援方針及び具体的な活動において参考となる情報の分析をするものである。具体的には、本邦及び調査対象国における文献調査、及び、調査対象国の関係機関に対するヒアリング調査を実施する。インドネシア共和国及びベトナム社会主義共和国における上記協力案件における案件実施上において、特に調査対象国において調査することが求められている事項は、下記（1）の通り。

なお、本業務において特に断らない限り、「法令間の矛盾・抵触を回避する」とは、以下を指すものとする。まず、「法令」とは、憲法、立法府が制定する法律（以下、「法律」という。）、行政府が発する法規範（以下、「行政法規」という。）、地方政府が発する法規範（以下、「地方法規」という。）を指し、「矛盾・抵触を回避する」とは、効力が同レベルの法形式の間で問題になる場合には、同一の事項が重複して規定されないように規範が制定されるということであり（例えば、既にAという法律で定められている事項をBという別の法律で定められないようにすること）を指し、レベルの異なる法形式¹の間では、(a)下位法の規定が上位法の規定に反せず、(b)下位法の規定が上位法の委任の範囲を逸脱せず、かつ、(c)上位法が当然予定している下位法が存在するような状況で両方の規範が制定されることを指す。

原則各国での現地調査日数は5日間ずつ（移動日を除く）とする。調査先機関とのアポイントの取り付けは受注者が自ら行うが、中央政府機関のうち法令の審査を行う機関（日本の内閣法制局のような機関を想定）や議会の委員会・事務局、法律や行政法規の草案起草を行う中央省庁のうち代表的なもの、地方法規を制定している地方自治体政府、および大学等の研究機関を訪問することを想定する。

（1）国内準備期間（2019年1月中旬～1月下旬：10日）

- ① 各調査対象国の立法過程に関し、以下の点に焦点を当てて、関連文献の収集・分析を行う。

ア) 立法過程及び基本的な法制度の概要：

1. 法律の成立要件及びその法的根拠

¹ 例えば、日本において、地方自治体が制定する条例は、憲法第94条及び地方自治法第14条第1項により、法律や政省令の下位法に該当する。

- II. 法律の新規立法、改廃が行われる場合の一連のプロセス（政策の立案、法律案のドラフト、ステークホルダー（他省庁、与野党、有識者、一般国民）との間の協議や意見聴取、議会への提出に関する行政府の意思決定、議会における審議の過程²、議会承認後の公布から発効に至るまでの過程³を含む（なお、対象は、アメリカ合衆国以外の調査対象国については、行政府作成法案に限る。アメリカ合衆国については、行政の要望を踏まえて行われる議員立法を対象とする。）
- III. 憲法以下の法形式と各法形式間の相互の関係。各法形式間の矛盾・抵触を回避するためのメカニズム（上記に記した「矛盾・抵触を回避する」という意味とは異なる意味で法令間の矛盾・抵触が調整されている場合はその内容と根拠を含む。）⁴
- イ) 法案起草段階における法律とその他の法規（憲法、行政法規、地方法規）との間で相互の矛盾・抵触を回避するための審査手続の有無。こうした審査手続が存在する場合には、当該審査手続の概要、関与する組織の概要（組織構成、権限、職員構成（資格条件、採用方法、研修制度を含む。）、関与の方法や当該組織が法令間の矛盾・抵触の回避に果たす役割（当該組織の関与の影響力や関連組織から見た評価を含む。）
- ウ) 法律の成立後の行政による事後監査（法律が制定された後に行政自らが法令間の矛盾・抵触を発見するための手続、および発見された矛盾・抵触を是正する手続。）の仕組みの有無。こうした監査手続が存在する場合には、当該監査手続の概要、関与する組織の概要（組織構成、権限、職員構成（資格条件、採用方法、研修制度を含む。）、関与の方法や当該組織が矛盾・抵触の回避に果たす役割（当該組織の関与の影響力や関連組織から見た評価を含む。）
- エ) 法律とその他の法規（憲法、行政法規、地方法規）との間で相互の矛盾・抵触を回避するためのICT技術（法令データベースなど）の活用状況
- オ) 調査対象国が上記イ）、乃至エ）に関する技術支援を開発途上国に対して実施している場合には、その内容（対象国、対象機関、協力実施主体、活動目的・内容、期間、規模等々）。
- ② ①の結果を基に、現地調査で収集すべき情報を検討して、調査項目案（調査先機関を含む）、調査報告書目次（案）、および調査先機関に対する質問票（案）（英文）を作成する。
- ③ JICA本部に調査項目案（調査先機関を含む）、調査報告書目次（案）、および調査先機関に対する質問票（案）（英文）を提出する。
- ④ JICA本部との打ち合わせを実施する。
- ⑤ JICA本部との打ち合わせにおける検討結果等を踏まえて、調査項目、調査報

² 議会で法律案に対する修正意見が出た場合の審議の手続き（法案の修正に至るプロセスと関係者の役割（起草を担当した省庁の関与の有無を含む。）を含む。

³ 法律の円滑な施行のための関係行政機関（中央、地方）への周知方法、国民への普及方法、法律の施行日の決め方、および円滑な施行のための措置の有無とその内容を含む。

⁴ 例えば「後法は前法を破る」、「特別法が一般法に優先する」といった原則が調査対象国において妥当しているか。妥当しており、それが法文化されている場合には法令上の当該文言の内容、法文化されていない場合には、そのような原則が妥当している根拠を含む。

告書目次案、および調査先機関に対する質問票を改定する。

(2) 現地業務期間（2019年2月上旬～2月下旬：28日間（移動日含む））

質問票を活用しつつ、各調査対象国において、調査先機関へのヒアリング調査を実施し、下記の点について、補足の情報収集を行うとともに、文献調査等で確認された制度の具体的な運用や事例に関する状況及び課題の把握・分析を行う。また、JICAの既存案件における当該分野の支援において特に有益な情報を抽出する。

ア) 立法過程及び基本的な法制度の概要：

i. 法律の新規立法、改廃が行われる場合の一連のプロセスの運用実態（政策の立案、法律案のドラフト、ステークホルダー（他省庁、与野党、有識者、一般国民）との間の協議や意見聴取、議会への提出に関する行政府の意思決定、議会における審議の過程⁵、議会承認後の公布から発効に至るまでの過程⁶を含む（なお、対象は、アメリカ合衆国以外の調査対象国については、行政府作成法案に限る。アメリカ合衆国については、行政の要望を踏まえて行われる議員立法を対象とする。）

ii. 憲法以下の法形式と各法形式間の相互の関係。各法形式間の矛盾・抵触を回避するためのメカニズムの実情（上記に記した「矛盾・抵触を回避する」という意味とは異なる意味で法令間の矛盾・抵触が調整されている場合はその内容と根拠を含む。）⁷

イ) 法案起草段階における法律とその他の法規（憲法、行政法規、地方法規）との間で相互の矛盾・抵触を回避するための審査手続が存在する場合、その実情。具体的には、当該審査手続の概要、関与する組織の概要（組織構成、権限、職員構成（資格条件、採用方法、研修制度を含む。）、関与の方法や当該組織が法令間の矛盾・抵触の回避に果たす役割（当該組織の関与の影響力や関連組織から見た評価を含む。）

ウ) 法律の成立後の行政による事後監査（法律が制定された後に行政自らが法令間の矛盾・抵触を発見するための手続、および発見された矛盾・抵触を是正する手続。）の仕組みが存在する場合、その実情。具体的には、当該監査手続の概要、関与する組織の概要（組織構成、権限、職員構成（資格条件、採用方法、研修制度を含む。）、関与の方法や当該組織が矛盾・抵触の回避に果たす役割（当該組織の関与の影響力や関連組織から見た評価を含む。）

エ) 法律とその他の法規（憲法、行政法規、地方法規）との間で相互の矛盾・抵触を回避するためのICT技術の（法令データベースなど）の実際の活

⁵ 議会で法律案に対する修正意見が出た場合の審議の手続き（法案の修正に至るプロセスと関係者の役割（起草を担当した省庁の関与の有無を含む。）を含む。

⁶ 法律の円滑な施行のための関係行政機関（中央、地方）への周知方法、国民への普及方法、法律の施行日の決め方、および円滑な施行のための措置の有無とその内容を含む。

⁷ 例えば「後法は前法を破る」、「特別法が一般法に優先する」といった原則が調査対象国において妥当しているか。妥当しており、それが法文化されている場合には法令上の当該文言の内容、法文化されていない場合には、そのような原則が妥当している根拠を含む。

用状況

オ) 調査対象国が上記イ)、乃至エ)に関する技術支援を開発途上国に対して実施している場合には、その内容(対象国、対象機関、協力実施主体、活動目的・内容、期間、規模等々)。

(3) 帰国後整理期間(2019年3月上旬～3月中旬:10日)

- ① 現地業務の結果を踏まえて、JICA本部との打ち合わせを実施する。
- ② 現地業務の結果およびJICA本部との打ち合わせ結果を踏まえて、調査報告書(和文)を作成のうえ、JICA本部に提出する。調査報告書(和文)には、立法過程及びこれらの国における法令間の矛盾・抵触を回避する仕組み、およびこれにかかる途上国支援の実績について情報を収集・分析をした上で、JICAの当該分野における支援方針及び具体的な活動の検討において参考となる情報の整理を行い、JICAの協力プロジェクトの支援の幅を拡げるための方策を考察すること。

8. 報告書等

本契約における報告書は業務完了報告書(和文)とし、調査報告書(和文)を添付し、電子データをもって提出することとする。

9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」

(<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>)を参照願います。留意点は以下のとおり。

(1) 航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みませ(見積書計上して下さい)。航空経路は、日本⇒ワシントンD.C.、ワシントンD.C.⇒ロンドン、パリ⇒ベルリン、ベルリン⇒東京を標準とします。また、ロンドン⇒パリ間の移動は国際鉄道(ユーロスター)の利用を標準とします。

(2) 一般業務費

現地業務対象国内の移動については、以下の一般業務費を契約に含めて計上し、契約終了時に精算することとします。また、現地業務期間中(28日間)の通信・運搬費(携帯電話・インターネット)、およびロンドンからフランスへの移動にかかる国際高速列車運賃(ユーロスター利用)についても、一般業務費として契約に含めて計上し、契約終了時に精算することとします。見積書には、以下の費目及び金額をそのまま一般業務費として計上してください。

- ・対象国内移動費(タクシー等): 80千円×4回=320千円
- ・対象国内航空賃: 15千円×2回=30千円(アメリカ合衆国、ドイツ連邦共和国を想定)
- ・通信・運搬費: 204千円

- ・対象国間鉄道賃（ロンドン→パリ）：15千円

10. 特記事項

(1) 業務日程／執務環境

①現地業務日程

現地業務期間は2019年2月1日（金）～2月28日（木）（移動日を含む）前後を予定していますが、業務従事者の都合を踏まえ、詳細は契約交渉にて協議させていただきます（可能な範囲で前倒しの現地調査開始が望ましい）。JICA職員は現地業務に同行しません。

②現地での業務体制

本業務に係る調査団構成は、以下のとおりです。

ア) 立法プロセス（コンサルタント）

③便宜供与内容

調査対象国内における現地業務にかかる便宜供与はありません。空港送迎、宿泊手配、調査対象国内移動手段、現地日程のアレンジ等は受注者が自ら行うことといたします。

(2) 参考資料

① 本業務に関する以下の資料が当機構図書館のウェブサイト

(<http://libopac.jica.go.jp/>) で公開されています。

- ・ベトナム社会主義共和国「2020年を目標とする法・司法改革支援プロジェクト(PHAP LUAT 2020)」中間評価調査報告書
- ・ベトナム社会主義共和国「2020年を目標とする法・司法改革支援プロジェクト(PHAP LUAT 2020)」詳細計画策定調査報告書

これまで作成された法整備支援にかかる関連報告書は、下記URL内「法整備支援に関するポータルサイト」に掲載されています。

<http://gwweb.jica.go.jp/km/FSubject0401.nsf/3b8a2d403517ae4549256f2d002e1dcc/82defb180cfaf65d49257bc5002cef9f?OpenDocument>

[また、ベトナム社会主義共和国およびインドネシア共和国における日本の法整備支援の詳細については、法務省のホームページもご参照ください。](#)

ベトナム社会主義国関連情報：

http://www.moj.go.jp/housouken/housouhoukoku_vietnam.html

インドネシア共和国関連情報：

http://www.moj.go.jp/housouken/housouhoukoku_indonesia.html

② 本業務に関する以下の資料をJICA産業開発・公共政策部ガバナンスグループ法・司法チーム（TEL:03-5226-6917）にて配布します。

・インドネシア共和国「ビジネス環境改善のための知的財産権保護・法的整合性向上プロジェクト」関連資料：法令ガイドブックの現状について（内部説明資料となりますので、守秘義務に関する誓約書へのご記入が必要となります。）

③ 本契約に関する以下の資料を当機構調達部契約第一課にて配布します。配布を希望される方は、代表アドレス (prtm1@jica.go.jp) 宛に、以下のとおりメールをお送りください。

ア) 提供資料：「独立行政法人国際協力機構情報セキュリティ管理規程」
及び「情報セキュリティ管理細則」

イ) 提供依頼メール：

・タイトル：「配布依頼：情報セキュリティ関連資料」

・本文：以下の同意文を含めてください。

「標記資料を受理した場合、プロポーザル作成に必要な範囲を超えての使用、複製及び第三者への提供は行わず、プロポーザル提出辞退後もしくは失注後に速やかに廃棄することに同意します。」

(3) その他

① 複数従事者の提案禁止

業務実施契約（単独型）については、単独（1名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。

② 安全管理

現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICAアメリカ合衆国事務所およびJICAフランス事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。なお、現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者を登録してください。

③ 不正腐敗の防止

本業務の実施にあたっては、「JICA不正腐敗防止ガイダンス（2014年10月）」（<http://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf>）の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口またはJICA担当者に速やかに相談してください。

④ 適用約款

本業務にかかる契約は「業務の完了を約しその対価を支払う」と規定する約款を適用し、国外での役務提供にかかる対価について消費税を不課税とすることを想定しています。

⑤ 調査実施上の留意点

想定される調査先機関の候補、並びに、国内における関連文献の収集・分析及び各調査対象国におけるヒアリング調査を効果的に行うための具体的なアプローチ（例：人的・組織的ネットワークの具体的な活用方法等）をプロポーザルにおいて提案すること。

以上